

### Ⅲ-税務

143 税効果会計の対象とならない永久差異項目として正しいものはどれか。

- a) 引当金の繰入超過額
- b) 未払事業税
- c) 減価償却累計額
- d) 寄附金の損金不算入額

144 税効果会計について述べた文章のうち、最も適切でないものはどれか。

- a) 税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続である
- b) 企業会計上の資産及び負債の額と課税所得計算上の資産及び負債の額との差額を一時差異という
- c) 将来減算一時差異は、解消するときはその期の課税所得を減額する効果をもつ
- d) 税務上の繰越欠損金は、課税所得の減額を期待でき、一時差異に準じて毎期必ず繰延税金資産を計上しなければならない

145 税効果会計に関連する以下の記述のうち、適切でないものはどれか。

- a) 税効果会計は、法令により全ての内国法人に強制適用される
- b) 国際的には税効果会計が広く採用されているので、財務諸表の国際比較には税効果会計を適用することが必要である
- c) バブル崩壊の影響で、金融機関等で不良債権の処理が必要となり、税基準だけでなく、会計上必要な額を会計処理することが財務諸表の信頼性を確保するために要求されている
- d) 時価会計の導入や退職給付会計の導入等により、税法基準と企業会計の基準のズレが拡大し、その差を調整する必要があるが生じた

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税務上と会計上の認識の差異には永久差異と一時差異がある。このうち永久差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異が永久に解消されないものを指すのに対して、一時差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の計上期間のズレに起因するもので、一定期間経過後には解消される。税効果会計の対象となるのはこの一時差異についてであり、永久差異項目は対象外である。

永久差異項目には、交際費や寄附金の損金不算入額（税法上の限度超過額）が含まれる。（d）以外は全て一時差異項目である。

したがって、正解は（d）となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税効果会計とは、企業会計における収益・費用と、課税所得計算上の益金・損金の認識時期の相違等により、企業会計上の資産・負債の額と課税所得計算上の資産・負債の額に相違がある場合において、法人税等の額を適切に配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続となる。

貸借対照表に計上されている資産・負債の金額と、課税所得計算上の資産・負債の金額との差額を一時差異という。一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異があり、将来減算一時差異は解消するとき、その期の課税所得を減額する効果をもつ。

また、税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることより、繰延税金資産を計上することができるが、計上の義務があるわけではない。

したがって、正解は（d）となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：a

選択肢（b）から（d）は、税効果会計が導入された背景・理由についての記述であり、これらに誤りはない。

これに対して（a）は、税効果会計の適用対象についての記述であるが、税効果会計が強制適用されるのは金融商品取引法上の公開会社のみである。その他全ての会社については、会社法上、税効果会計を適用することが適当であると規定されるにとどまっている。

したがって、正解は（a）となる。